

鳥取県告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年3月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
交流推進課が刊行する鳥取県中南米移住史の販売代金等の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県文化観光局交流推進課
副主幹 村中 和彦
- 3 委任期間
平成22年3月1日から同月31日まで